

## 【北海道】HP掲載版※

自治体意見・要望	気象庁回答
<p>全体に過去の対象事例が古い。明確な基準の提示が必要(顕著な気象現象に基づくもの)。特に北海道の事例が少ない。</p>	<p>「数十年に一度の～」という基準に基づき、気象庁がどのような具体的な数値や客観的な指標で特別警報を運用するのか、7月31日に気象庁ホームページに公開しました。</p> <p>また、数十年に一度という極めて稀な現象に対して特別警報を発表することとしており、最近の事例や典型的な過去事例が無い地域もあることについてご理解ください。例えば他県の事例等を参考にイメージしていただければと思います。</p> <p>なお、可能な場合には、道内で起こった事例のうち、特別警報の基準には至らないもののこれを(大きく)超える場合に発表される等の説明を行うこととしています。</p>
<p>注意報→警報→土砂災害警戒情報→特別警報となった場合、受け取る側の警報自体の重みが弱い。</p>	<p>警報は、重大な災害が起こるおそれのあるときに 警戒を呼びかけて行う予報ですが、「特別警報」は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表されます。気象庁ホームページやリーフレットで、これまでの警報・注意報に変更がない旨記載しているように、特別警報の広報では、警報・注意報の軽視につながらないよう配慮いたします。特別警報の広報を通じて、警報・注意報が発表された段階から、早めの行動が必要であることを周知してまいります。</p>
<p>特別警報の発表にあたっては、現行警報同様に市町村毎の発表をお願いしたい。</p>	<p>特別警報の対象となる現象は府県予報区程度の広がりをもっていると想定していることから、当面は、府県予報区単位で特別警報を判断し当該府県予報区内の警報を特別警報とする運用を行います。今後、特別警報の実際の発表状況や効果等について検証しつつ、必要に応じ見直しを行ってまいります。</p>
<p>特別警報解除後は、通常警報への移行となるのか。</p>	<p>特別警報の発表基準に該当しない状況と判断した時に特別警報を解除します。なお、特別警報解除後に(特別警報でない)警報や注意報が残る場合もあります。特別警報の解除についても、周知の措置の義務があり(改正気象業務法第十五条の二)、直ちに行っていただく必要があります。</p>
<p>特別警報発表に伴う運用変更にあたってシステム変更は早い段階で示していただくとともに、運用変更に伴う改修変更が生じる場合は、気象庁の責務において予算措置をしていただきたい。</p>	<p>特別警報については、甚大な災害に速やかに対応すべく、法律公布後三ヶ月以内に運用を開始することとしており、都道府県及び市町村が行う特別警報の通知や周知の措置は、現行の警報等の防災情報を伝達するシステム等においても対応可能となるよう配慮しています。</p> <p>このため、特別警報の運用開始にあたっては、現行のシステムを用いる場合でも実施可能と考えていますが、一方で、県や各市町村における警報等の伝達手段の拡充については、今後の課題として、関係省庁とも連携し、その推進に努めてまいります。</p>
<p>運用開始日前にもう一度、説明会を開催し周知させる必要がある。</p>	<p>特別警報に関しては、具体的な防災対応を行われる自治体の皆様の正確な理解があつてはじめて有効な情報となるものであり、必要に応じ説明会を開催することとしています。また、あらゆる機会を通じ周知・広報を行う必要があると考えています。</p>

※気象庁ホームページの[よくある質問]のページに掲載している趣旨のご意見・ご要望についてはそちらに掲載

## 【北海道】HP掲載版※

自治体意見・要望	気象庁回答
<p>今回の意見照会における回答等について、各地方気象台などからの回答を要望する。</p>	<p>いただいたご意見・ご要望につきましては、地元気象台から気象庁の見解や対応を説明させていただいた上で、気象庁本庁から正式に回答させていただくこととしております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>

※気象庁ホームページの「よくある質問」のページに掲載している趣旨のご意見・ご要望についてはそちらに掲載